

○住宅改修及び福祉用具の購入・貸与に関する取り扱いについて

(平成21年9月1日現在)

(住宅改修)

Q1 現在取り付けている手すりが太く持ちにくいいため、新しい手すりと交換したいが可能ですか。また、手すりの取り付け工事をする際に、エアコンのダクトを移動させる必要があるが、それも住宅改修工事に該当するのか。

A1 可能。

利用者の状態像の変化等により、現在使用中の手すりでは体を支えられない等その利用に支障が生じている場合は、交換は可能です。単なる老朽化に伴う交換は認められません。

エアコンのダクトの移動工事は、手すり取り付けに伴う付帯工事と見なされるため、住宅改修工事として認められます。

Q2 浴室を全面改装しユニットバスにしたいが、住宅改修の対象となりますか。

A2 可能。

浴室の改修については、段差の解消、手すりの設置、滑り防止床材への変更等の改修が考えられます。ユニットバスにした場合、これらの改修が一体的に行われるため、それぞれの改修費用が算出できるように平面図等を添付していただければ、住宅改修の対象部分のみの費用を按分等により算出します。なお、どの部分が改修の対象になるかを明確にするため、改修前の写真を必ず撮っておいてください。

Q3 既存の和式トイレとは別の場所に洋式トイレを設置する場合は、住宅改修の対象となりますか。なお、既存のトイレはそのまま使用します。

A3 不可。

既存の和式トイレを改修するわけではないため、住宅改修の対象とはなりません。なお、既存の和式トイレを取り壊して、違う場所に新たに洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器取り替えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみを住宅改修の対象として取り扱うことができます。

Q4 利用者の方が相談なく住宅改修工事をされたため、理由書の提出が出来なかったのですが、住宅改修の対象として申請できますか。

A4 不可。

平成18年4月から住宅改修を行う場合は、事前に理由書の提出が義務付けられています。理由書を提出せず、市の確認を受けないまま工事に着手された場合は、住宅改修の対象となりませんのでご注意ください。

Q5 車いすの通行を容易にするため、壁を取り壊し開き戸の拡張工事（開き戸から開き戸への改修）を行ないたいが、住宅改修の対象となりますか。

A5 不可。

住宅改修の対象となる戸の改修工事は、戸の開閉を容易にするために行なわれるものに限られるため、通行を容易にするための改修は住宅改修の対象として認められません。なお、開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への改修に伴い、戸幅を拡張する工事は、住宅改修の対象として認められます。

Q6 集合住宅の3階に住んでいるが、駐車場から居室までの通路に手すりを設置したいが、住宅改修の対象となりますか。

A6 状況によって判断。

集合住宅の住宅改修は、原則専用の居室内の改修に限られます。居室外の共有部分に対する改修は、洗面所やトイレが共同となっている場合など生活領域の場所が共有となっている場合に限り、例外的に認められるものです。部屋までの通路部分についての改修は、申請者の身体状況や設備の状況等によりその必要性を勘案し、適否を判断することになります。

Q7 台所の板製床材をビニール系の床材に変更したいが可能ですか。

A7 可能。

滑り防止のための床材の変更は、畳敷きから板製床材やビニール系床材への変更が想定されますが、板製床材からの変更についても、板材が老朽化等により現状として滑りやすい状況にあれば、ビニール系床材等への変更も可能であると考えます。なお、単なる物理的な磨耗や老朽化に伴う改修は認められません。

Q8 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の対象となりますか。

A8 不可。

昇降機、リフト、段差解消機等については、動力によるもの及び手動によるものを問わず、住宅改修の対象となりません。なお、リフトについては、その必要性に応じて、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。

Q9 現在病院に入院中ですが、退院後の自宅での生活に備えて事前に手すりをつける工事を行いたいのですが可能ですか。

A9 可能。

入院（入所）中の場合は、住宅改修は原則できませんが、退院（退所）が決まっている場合で、自宅での生活に円滑に移行するために事前に改修工事を行う必要がある場合は、入院（入所）中の改修も認められます。その場合は、事前に市に相談をしていただき、許可を得た上で理由書を提出していただくこととなります。なお、状況が変わり、退院（退所）できなくなった場合は、住宅改修費は支給されませんので、利用者の事前承諾が必要です。

Q10 現在施設に入所中であるが、月に数回自宅に帰っている。自宅での生活を安定させるため手すりを設置したいが可能ですか。

A10 不可。

入所中は、生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても居宅介護に係るサービス費は算定できないことになっているため、住宅改修についても同様に行うことはできません。また、病院に入院中に一時帰宅するような場合も、外泊中は医療報酬が支払われており入院中と同様にみなされるため、住宅改修を行うことはできません。

Q11 住宅改修を行いたいのですが、父母が2人とも要介護認定を受けている場合は、住宅改修の限度額は20万円×2人の40万円まで可能ですか。

A11 可能。

一軒の住宅に要介護者が複数いる場合は、要介護者数×20万円までの改修が可能です。ただし、同一の工事にかかった費用を按分して申請することはできません。例えば、和式便座から洋式便座への改修工事をし費用が35万円かかった場合に、父20万円・母15万円というように按分しての申請はできません。この場合、父20万円のみが申請の対象となります。なお、別に段差解消工事を併せて行った場合は、母分として別に20万円まで申請することができます。

Q12 ドアに敷居（幅10センチ、高さ3センチ）があり段差の解消を行いたい、敷居を撤去するのではなく敷居の両側の部分をかさ上げすることによる段差解消は認められるか。

A12 原則不可。

段差の解消をする際は、経済的な面も考慮し、利用者の状態像から支障がない場合は、原則低い部分にあわせて改修工事が行われるべきと考えます。事案の場合も、敷居を撤去する或いはスロープを設置することにより対応していただければと思いますが、工事が困難である或いはスロープの設置ではなお歩行に支障がある場合などとはご相談ください。

Q13 手すりを設置したいが、業者に頼まず自分で付けようと思うが住宅改修として申請できますか。

A13 可能。

家族で改修工事を行う場合は、材料の購入費のみを住宅改修の対象とすることができ、工賃については支給対象外となります。ただし、家族が改修工事に関する知識や経験を有し、きちんと改修工事が行われるということが前提です。材料費は実際に使用したもののみが対象となり、例えば袋単位で販売されているものは使用量により按分して請求していただくこととなります。なお、事前申請の際に見積書の発行が困難な場合は、材料費を項目ごとに記入した購入予定書（様式任意）を添付してください。

Q14 1階から2階へ上がる階段の角度が急なため、傾斜をゆるやかにする工事は住宅改修の対象となるか。

A14 個々の状態に応じて判断。

階段に係る段差解消は、階段の段数を増やして1段当たりの高さを低くする工事が想定されます。ただし、それでは傾斜は変わらないため、階段の上がり口を後方に下げ、階段の踏み面を広げて傾斜を緩やかにする工事が段差解消に該当するかどうかということになります。それについては、利用者個々の状態像を踏まえて判断することになりますが、

- ① 利用者の生活動線が2階にある等により2階へ上がる必要性があること
- ② 既存の階段に手すりを設置すること等によっても、利用者の身体状況から安全性が確保されないこと
- ③ 踏み面を広げ傾斜を緩やかにすることにより、1人で階段の上り下りが出来るようになるなど、その工事が利用者の自立支援に繋がることなどが確認されれば、住宅改修の工事として認められます。

該当する事例はある場合は、事前にご相談ください。

(福祉用具の購入)

Q1 洋式便器を使用している場合において、高さを補うため補高便座を購入したいが、その際にウォシュレット機能付きの便器を購入することは可能か。

A1 不可。

ウォシュレット機能が付いた便器の設置は、給排水工事が伴うため、福祉用具の購入ではなく、住宅改修の対象となります。ただし、住宅改修においても、洋式便器から洋式便器への改修は、補高のための改修に限られるため、ウォシュレット機能付きの便器への改修は出来ません。また、給排水工事が伴わないウォシュレット機能付きの便器についても、用途はあくまでも補高のための購入になるため、福祉用具購入としてはウォシュレット機能の部分は対象となりません。

なお、和式便器から洋式便器への改修については、ウォシュレット機能付きの便器への改修も認められています。

Q2 福祉用具の購入限度額は、年度(4/1~3/31)において10万円以内であるが、年度が変われば再び10万円の範囲内で、以前に購入した同じ用途の用具を購入することができるか。

A2 不可。

同一用途の用具については、すでに購入している用具が破損等により使用できなくなった場合にのみ、再購入が認められます。古くなった或いは汚れた等の理由により再購入することは出来ません。

Q3 量販店で入浴補助用具を購入したが、説明書を見ると介護保険の補助の対象となると書いてありました。福祉用具の購入として申請できますか。

A3 不可。

平成18年4月より、介護保険の給付の対象となる福祉用具を販売する事業所が指定されるようになりました。指定されている事業所以外で購入された福祉用具は給付の対象となりませんのでご注意ください。

(福祉用具の貸与)

Q1 特定施設入所者生活介護に指定されている施設に入所している者は、住宅改修、福祉用具の購入及び貸与の介護サービスを受けることは可能か。

A1 福祉用具の貸与は不可。住宅改修及び福祉用具の購入については、個別事例に基づき判断する。

福祉用具の貸与は居宅サービスに該当するため、特定施設での利用は出来ません。住宅改修及び福祉用具の購入は、施設の共有部分については認められませんが、個室部分については合理的な特段の事情がある場合に限り認められます。該当する事例がある場合はご相談ください。

Q2 別居している子供の家にときどき泊まりに行くため、床ずれ防止用具を2つレンタルしたいが可能か。

A2 不可。

福祉用具の貸与は、同一品目であっても合理的な理由がある場合は複数レンタルすることが可能です。具体的に認めている事由としては、車いすを家の中用と外出用で使い分ける場合は、2台の貸与を認めています。上記質問については、持ち運んで利用していただければと考えます。

Q3 現在要介護2であるが、更新申請の結果、要介護1になりました。車いすやベットをレンタルしているが、引き続きレンタルすることは可能か。

A3 原則不可。

平成18年4月より、軽度者に対する福祉用具の貸与基準が設けられ、要支援1・2、要介護1の者に対しては福祉用具の貸与が原則できなくなりました。ただし、一定の要件を満たす場合は貸与が可能ですので、詳しくは別掲の”軽度者に対する福祉用具貸与について”をご参照ください。

Q4 ベットの貸与を受けているが、家庭の事情により住民票を残したまま2ヶ月間他県に住む子供のところにいくことになりました。ベットがないと生活できないため、他県でもベットの貸与を受けたいが、その際の利用料はどうなりますか。

A4 貸与事業所により異なる（原則、日割りにより計算）

福祉用具の貸与については、1ヶ月単位の料金設定となっておりますが月途中での開始や中止は、事業所により対応が異なります。原則日割計算を行うことになっておりますが、半月単位の計算方法を行うことも認められています。ご質問の場合は、貸与事業所が月の途中で変更されることになると思われますが、貸与期間及び料金額が重複しないように、事業所間で調整して日割計算により貸与をしていただくように協力を求めます。

(その他)

Q1 住宅改修を行う予定ですが、その工事が税金の控除の対象となると聞きました。詳しく教えてください。

A1 平成19年4月1日より、住宅のバリアフリー改修促進税制が創設されています。これは、バリアフリー改修工事を行った際に、改修工事に要した費用が30万円（ただし、住宅改修の対象となり、市から償還される金額を除く。）を超えた場合に、所得税及び固定資産税について一定の税額控除を認めるものです。詳しくは別掲の”住宅のバリアフリー改修促進税制に関するリーフレット”をご参照ください。